

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和7年3月19日

分任支出負担行為担当官
北陸地方整備局
新潟国道事務所長 大谷 江二

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 R 7 新潟国道登記業務（表示に関する登記）（電子入札対象案件）

(2) 調達の概要等

本案件は、新潟国道事務所の道路事業に必要な土地の取得のための不動産の表示に関する登記申請書類等の作成及び申請手続きを行う業務である。

なお、本案件は、適正な履行の確保のため、新たに落札価格が予定価格相当額（注）の6割を下回る場合等において、4.（6）②から⑥までの措置を講じることとしたので、留意されたい。

（注）基準単価に基づく各単価に予定数量を乗じた額の合計（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟国道事務所管内（新潟地方法務局及び村上・新発田・新津・三条各支局の不動産登記管轄区域）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額を入札書に記載すること。

本業務の入札方法は、基準単価をもって入札する単価契約方式の業務である。

入札金額は、R 7 新潟国道登記業務（表示に関する登記）設計書「3. 申請手続き業務土地分筆（地積測量図）単位：分筆後の土地2筆まで」1件あたりの金額を記載すること。

基準単価以外の単価は、基準価格を100として基準単価に対する比率単価方式により決定する。この単価の100分の10を加算した金額を契約単価とする。

入札回数は原則2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(6) 電子調達システムの利用

① 本案件は、競争参加資格確認申請書及び必要な証明書等（以下「申請書等」という。）の提出及び入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムの環境設定については、3（3）②のURLより行うこと。また、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

- ② 電子調達システムで利用できる電子証明書（ＩＣカード又はファイル形式）は、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)に記載されている者又は入札・見積権限について期間委任若しくは都度委任により委任を受けた者の電子証明書に限る。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

ただし、有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。

- ① 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
② 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類の写し
③ 上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届
(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記書類を提出している者を除く。）
(4) 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
(5) 電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していること。
(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
(7) 入札説明書の交付を直接受けた者であること。

※ 交付を直接受けた者とは、以下のとおりとする。

- ・ 電子調達システムから交付を受けた者
- ・ 当局から書面又は郵送により交付を受けた者

- (8) 土地家屋調査士法人又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会で、土地家屋調査士が3人以上在籍することを証明した者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒950-0912

新潟県新潟市中央区南笹口2丁目1番65号

国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所 経理課

電 話：025-246-7751（内線501）

- (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法等

① 交付期間

令和7年3月19日（水）から令和7年4月4日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで。

② 交付場所及び方法

電子調達システムにより交付する。

ただし、電子調達システムから交付を受けることができない場合は、3（1）にて書面による交付を受けること。なお、郵送希望者は返送用の封筒（切手添付）を3（1）宛てに送付すること。

- (3) 申請書等の提出について

① 提出期限：令和7年4月4日（金）16時00分

② 提出場所：(a) 電子入札の場合・・・電子調達システム

(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>)

(b) 紙入札方式の場合・・・3 (1) に同じ

③ 提出方法：(a) 電子入札の場合・・・電子調達システムより提出すること。

(b) 紙入札方式の場合・・・持参又は郵送にて提出すること。ただし、押印を省略した申請書等については、電子メールによる提出を認める。

なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を申請書等に必ず記載し、送信後、着信確認を実施すること。

詳細は入札説明書による。

(4) 入札書の提出について

① 提出期限：令和7年4月18日（金）16時00分

② 提出場所：(a) 電子入札の場合・・・3 (3) ②(a)に同じ

(b) 紙入札方式の場合・・・3 (3) ②(b)に同じ

③ 提出方法：(a) 電子入札の場合・・・電子調達システムより提出すること。

(b) 紙入札方式の場合・・・持参又は郵送にて提出すること。

※ 押印を省略した入札書であっても電子メール、FAXによる提出は認めない。

詳細は入札説明書による。

(5) 開札の日時及び場所

① 開札日時：令和7年4月21日（月）10時00分

② 開札場所：国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

① 電子調達システムから入札説明書の交付を受ける場合、必要事項を正確に入力するとともに、『ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する』と記載されている箇所のチェックボックスに、必ずチェックを付けなければならない。

チェックを付けることを怠った場合や、メールアドレスの記載に誤りがあると、仕様書の訂正や質問に対する回答等で資料の追加等が生じた際に、更新通知メールが届かないこととなる。その場合は競争参加資格「無」若しくは入札無効となるので注意されたい。

② 申請書等の提出から開札日の前日までの間において、必要な申請書等の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 入札の無効

記名を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）等、北陸地方整備局競争契約入札心得第6条第1項各号に該当する入札並びに入札者に求められる義務を履行しなかった者又は電子調達システムを利用するための電子証明書を不正に使用した者の行った入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法及び履行体制の強化

① 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき

は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

② 落札者となるべき者の入札価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した金額が予算決算及び会計令第85条に基づく調査基準価格（予定価格相当額1,000万円を超える製造又は役務契約について予定価格相当額の10分の6で設定）を下回る場合は、予算決算及び会計令第86条の調査を行うものとする。

③ 基準価格に基づく各単価に予定数量を乗じた額の合計（消費税及び地方消費税を含む。）が100万円を超えて1,000万円以下の場合において落札価格が品質確保の観点から設定した価格（以下「品質確保基準価格」という。）を下回るときは、契約締結後に予算決算及び会計令第86条の調査に準じて、当該落札価格によって品質を確保した適正な業務が確実に履行されるかについて調査を行うものとする。この場合において、当該落札した者は、契約締結後に当該調査に協力しなければならない。

④ 品質確保基準価格は、予算決算及び会計令第85条に基づく調査基準価格に準じて、予定価格相当額の10分の6で設定する。

⑤ 入札の結果、予定価格相当額が100万円を超えて1,000万円以下の業務で、品質確保基準価格を下回る価格で入札があった場合、③の調査を行うため、以下の資料の提出を求めることとする。

1) 当該価格により入札した理由（必要に応じ、入札金額の内訳書を徴する。）

2) 当該契約の履行体制

3) 当該契約期間中における当該案件と同種又は類似の他の契約請負状況

4) 手持機械等の状況

5) 国及び地方公共団体等（民間も含む。）から直近3年間程度において、当該案件と同種又は同種の契約を受注・履行した件名及び発注者

6) 経営内容（確認が困難な場合、経営者等から業務内容がわかる書類等の提出を求める等可能な限り確認行為をする。）

⑥ 上記②及び③の調査の結果に基づき、他に同種の契約を請負っていない場合その他当該落札価格によって品質を確保した適正な業務が確実に行われる特段の事情があると認められた場合を除き、受注者は履行体制を強化するため以下の措置を講じなければならない。

1) 登記嘱託書の作成、これに係る関係資料の作成・調製、関係機関との連絡・調整及び現地調査にあたっては、業務責任者自ら実施するものとする。

2) 作成した登記嘱託書（添付書類を含む。）は、登記申請前に調査職員に事前提出し、その内容及び作成経緯（関係資料との整合、関係機関との協議及び現地調査の結果等）について、業務責任者から調査職員に対し説明を行うものとする。

（7）本業務は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算執行が可能となった場合についてのみ、落札決定以降の手続きを行うことを条件とする。

ただし、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

（8）手続きにおける交渉の有無

無

（9）詳細は入札説明書による。

以 上